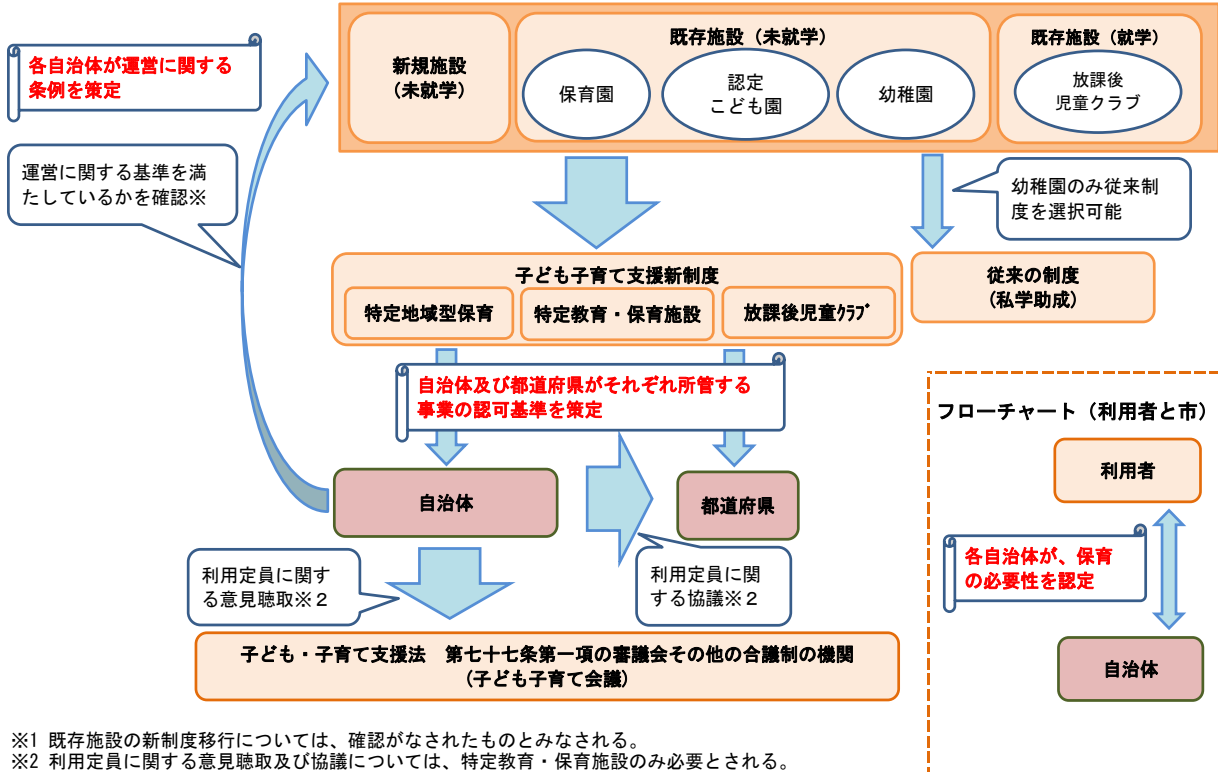


保育等基準専門部会（報告）

子ども子育て支援新制度移行に関するフローチャート（施設と市）



※1 既存施設の新制度移行については、確認がなされたものとみなされる。
 ※2 利用定員に関する意見聴取及び協議については、特定教育・保育施設のみ必要とされる。

特定教育・保育施設及び地域型保育事業の許認可

区分		認可	認定	根拠法	認可・認定の所管	指導監督
教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	●	認定こども園法	道	道 幼稚園・保育所の規定による
		幼稚園型	●			
		保育所型	●			
		地域裁量型	●			
	幼稚園	公立	●	学校教育法	道教育庁	道教育庁
	私立	●		道	道	
	保育所	●		児童福祉法	道	道（振興局）
地域型保育事業	家庭的保育	●		児童福祉法	市町村	市町村
	小規模保育	●				
	居宅訪問型保育	●				
	事業所内保育	●				

市が設定を予定する条例等

条例等の種類	設置基準	運営基準	市上乗せ等
1〈規則〉保育の必要性の認定			無
2〈条例〉特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営（確認基準）	※道認可・認定	●	無
3〈条例〉地域型保育事業の設置及び運営（認可基準）	●	●	有
4〈条例〉放課後児童クラブの設置及び運営	●	●	無

1〈規則〉保育の必要性の認定に関する基準

市としての考え方	子ども・子育て会議での協議のポイント	専門部会での意見
〈国の基準と同様〉 保育の必要性については、これまでの「保育に欠ける」基準よりも緩和されており、市として、国とは異なる条件をつけなければならないような特別な事情もないことから、国の基準と同様に定める。	① 保育の必要性を認定する事由に保護者が高齢であることを追加したいが、他にあるか ② 認可保育所を利用できる条件は48時間～64時間の範囲で定めることとなるが、64時間で良いか ③ 利用調整の際に考慮すべき優先事由に出産母子入院により退所した児童の再入所を追加したいが他にあるか	① 保護者の高齢に関して異議なし。他に追加すべき事項は見当たらない。 ② 現行の制度でも64時間を基準としていることから、これまでどおり64時間でよいと考える。 ③ 再入所に関して異議なし。他に追加すべき事項は見当たらない。

2〈条例〉特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

市としての考え方	子ども・子育て会議での協議のポイント	専門部会での意見
〈国の基準と同様〉 これまで各園が実施してきた基本的事項であり、市として、国とは異なる条件をつけなければならないような特別な事情もないことから、国の基準と同様に定める。	参酌基準の中で、条件を緩和又は強化すべきものがあるか	国と異なる条件をつけるべき事情も考えられないことから、市の考え方どおり、国の基準と同様に定めることが妥当。

3〈条例〉特定地域型保育事業の設備・運営に関する基準

市としての考え方	子ども・子育て会議での協議のポイント	専門部会での意見
〈運営基準に市独自の上乗せを行う〉 利用定員の上限が19人までの保育所については、一定の集団を確保できていると判断し、対象年齢を0歳から5歳までに拡大する。 また、利用定員の上限が10人以下の各事業に家庭的保育補助者を配置し、家庭的保育者の負担を軽減するとともに、保育現場の安全を確保する。 また、保育者・補助者の基準に育児経験など一定の条件を設けることで、質の高いサービスの提供を目指す。	対象児童や保育従事者について、条件を強化したもの等について、妥当か否か。	① 対象年齢の拡大について異議なし ② 利用者の安全性を考えると、家庭的保育補助者を配置することについて異議なし。 ③ 家庭的保育補助者になるためのハードルが低いと思う。資格要件を追加するのではなく研修を厳しくするなどして、知識・技能を身につけてからでなければ、補助者になれないようにしてほしい。 また、適正の有無を事業者が見極められるように、チェック項目などを作成してほしい。

4〈条例〉放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準

市としての考え方	子ども・子育て会議での協議のポイント	専門部会での意見
〈おおむね国の基準と同様〉 設備については、市として国とは異なる条件をつけなければならないような特別な事情もないことから、国の基準と同様に定める。 運営については、対象学年の拡大（3年⇒6年）1単位40名という2点について協議が必要。	学年拡大と、一単位の人数については、（1か所あたりの人数）放課後児童対策部会の協議のあと、全体会で協議することとするが、他に条件を緩和・強化すべき点はあるか。	① 学年拡大は、財政状況を踏まえながら、取組を検討する。 ② 1単位40名は、公設・民間も含め、一律実施するのが困難なため、経過措置を設ける。